

山形広域環境事務組合の休日を定める条例

〔平成3年7月
共衛条例第4号〕

改正 平成4年3月共衛条例第6号 平成7年2月山広環条例第4号

(組合の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、山形広域環境事務組合（以下「組合」という。）の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

（平4条例6、平7条例4・一部改正）

(期限の特例)

第2条 組合の行政庁に関する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定めるものを除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合はこの限りでない。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成3年共衛規則第4号により、平成3年8月18日から施行]

附 則 （平成4年3月改正）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年2月改正）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。